

本 編

本編の構成

第1章

景観計画の区域

- 第1節
景観計画の区域

第2章

良好な景観の形成に関する方針

- 第1節
基本目標
- 第2節
基本方針
- 第3節
景観構造別の景観形成方針
- 第4節
景観重点地区候補の景観形成方針（案）

第3章

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

- 第1節
良好な景観形成に向けた仕組み
- 第2節
一般地区（市全域）
- 第3節
特定施設届出地区
- 第4節
景観重点地区

第4章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 第3節
景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準

第5章

景観重要公共施設の整備に関する事項

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
景観重要公共施設とは
- 第3節
景観重要公共施設の指定の方針
- 第4節
景観重要公共施設の整備に関する指針

第6章

屋外広告物の表示等の制限に関する事項

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
八代市の屋外広告物の現状と問題点
- 第3節
屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針

第7章

景観まちづくりを推進するために

- 第1節
景観まちづくりの捉え方
- 第2節
協働体制
- 第3節
協働の景観まちづくり（アクションプラン）
- 第4節
計画の運用と体制

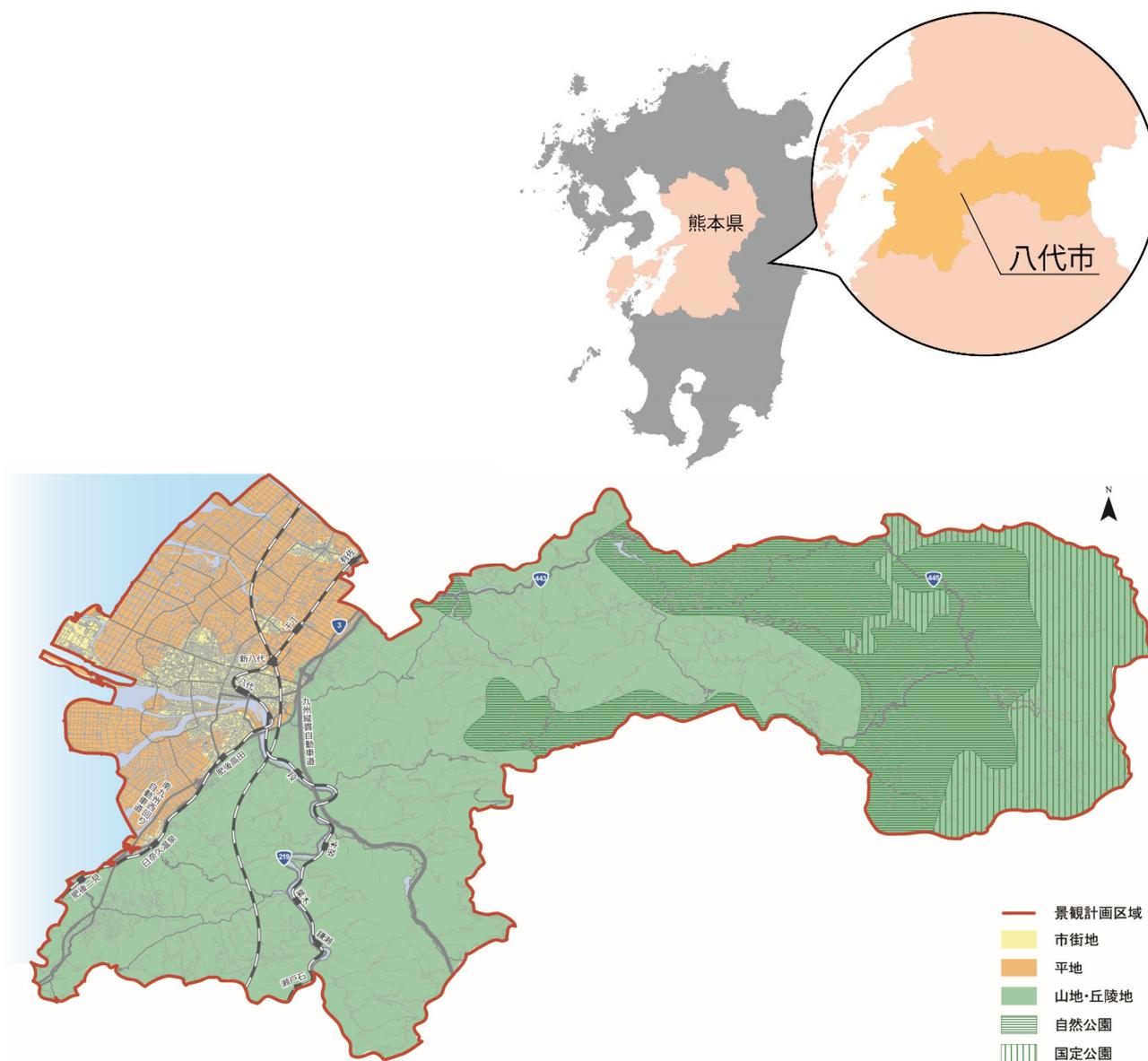
第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

八代市の景観構造を構成する要素としては、西部の八代海・干潟、東部の急峻な山々、雄大な球磨川や氷川などの美しい自然景観、八代城跡や神社などの各地に点在する歴史的景観、広大な干拓地や山間部に点在する集落地などの文化的景観、市役所周辺の中心市街地や日奈久温泉街をはじめとした市街地景観があり、本市の特徴的な景観を形成しています。

これらの多彩な景観要素の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、本市では、市全域（地先の公有水面を含む）を、景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。



▲景観計画区域